



税務情報

国税庁 — 納税管理人に関する改正通達の公表

2021年度税制改正では、納税管理人制度を拡充する改正が行われ、納税管理人を選任すべき納税者が税務当局から指定された日までに納税管理人の届出をしなかった場合には、税務当局が納税管理人を指定することができることとされました。

改正後の法令では、税務当局はたとえば以下の者を納税管理人として指定することができることとされています。

- (1) その納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその納税者との間の契約により密接な関係を有する者
- (2) 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者
- (3) その納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係のある法人

上記の改正は2022年1月1日から施行されます。

これを受け、国税庁は12月9日、納税管理人に関する以下の改正通達（12月2日付）を公表しました。

■ 「国税通則法基本通達（徴収部関係）」の一部改正について（法令解釈通達）

たとえば、以下の通達が新設されています。

改正通達 10

上記(1)の「密接な関係を有する者」の範囲が示され、以下の者が該当することが明らかにされました。

- 過去に納税者の課税の基因となった取引について契約関係にあり、現在も引き続きその契約関係を有する者（例：納税者が所有する不動産を転貸する不動産管理会社等^(*)）
- 過去に納税者の課税の基因となった事業について契約関係にあり、現在も引き続きその契約関係を有する者（例：納税者の事業の共同経営者等^(*)）
- 過去に納税者の課税の基因となった取引や事業について契約関係にあり、現

在はその契約関係にはないが、現在も納税者と密に連絡を取り合う関係にある者（例：納税者と定期的に連絡を取り合っている不動産売買仲介業者等^(*)）

- ^(*) これらの例は、財務省の「[令和3年度 税制改正の解説](#)」における「国税通則法等の改正」P.988 に示されています。（財務省の「令和3年度 税制改正の解説」の公表については、e-Tax News No.242 「[2021年度税制改正関連情報 — 税制改正の解説の公表/法令解釈通達の発遣](#)」（2021年7月12日発行）にてお知らせしています。）

改正通達 11

上記(2)の「継続的に又は反復して行う場を提供する事業者」の範囲が示され、たとえば、プラットフォーム運営事業者のように多数の者との間で取引を行う場を提供する者がこれに該当する一方で、納税者との間で単発の取引仲介のみを行ったような事業者はその範囲に含まれないことが明らかにされています。

《参考》

上記(3)の「特殊の関係」については、財務省の「[令和3年度 税制改正の解説](#)」における「国税通則法等の改正」P.988～992において、イメージ図を用いて詳細に解説されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.